

内閣官房関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	
								区分	回答
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中に、番号法別表第1に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表へ掲載を求める。 (参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項第19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の差・不要が混在することは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	大分県提案分	内閣官房、国土交通省	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	本提案は、根拠法は違ふものの、現在、同様に行われている手続が、番号法施行後に扱いが異なってしまうこと、申請者の混乱が予想されることを未然に防ぐことの考えです。情報提供ネットワークの地方公共団体等との連携開始時点(29年7月)において、手続の違いが生じないよう検討をいただきたいです。 今回、このような事務の一つとして、特定優良賃貸住宅に関する事務があります。特定優良賃貸住宅は、現在マイナンバーの利用範囲に含まれている公営住宅と同じ社会保障分野に含まれると考えています。必要となる資料も同一であることを考慮すれば、一方の事務にマイナンバーの利用が可能であり、一方が不可であることは、住民の混乱を招くことになり、「国民の利便性向上」を掲げるマイナンバー制度の目的に反するのではないかと考えます。これを踏まえ、ぜひ特定優良賃貸住宅に関する事務を番号法へ追加することを検討いただきたいと思います。 (参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は中堅所得者層を対象とすることから、同法に基づく事務は、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではないとされていますが、既に番号法別表に記載のある「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務」は、対象者の所得の上限が特定優良賃貸住宅の所得の上限を上回っていることから、番号法という社会保障制度は、中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないと考えております。
568	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を、登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せようとする規定を、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せようとする規定を、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せようとする規定を、登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せようとする規定を、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せようとする規定を、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。 例えば、特定接種の疑義照会は、約3,700事業所のうち、440件で、県、保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項		内閣官房、厚生労働省	神奈川県	O 対応不可	本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を国において行うよう求めるものであり、対応することはできない。 国の協力依頼に基づいて地方公共団体が実施している事務であるにもかかわらず、法第28条第4項の規定により正当な理由がない限り国からの依頼を拒むことができません。実質的に国から丸投げされている状況であることから、役割分担・協力範囲の明確化は必要と考える。 特定接種の登録事務に係る国からの協力依頼は、真に必要な場合に限定されるべきである。登録の円滑な実施のためとはいえ、国が事実上事務を県や市町村に丸投げしている状況にあることから、「正当な理由」の範囲等を予め明確に示した上で協力を求めるべきである。
296	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が投資促進税制を活用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地番指定しているため、工場を指定地番以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第8条第1項		内閣官房、内閣府	三重県	E 提案の実現に向けて対応を検討	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行う必要があることから、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としている。 したがって、市町区域での指定について相談があった際には、区域設定の根拠となる上記の考え方を踏まえ検討する。

内閣官房関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。	【全国市長会】 国民が混乱することのないように、類似の事務へ拡大するなど、検討状況等の情報を公開しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。	○ 番号法施行後3年となる平成30年度を目途として番号法の利用範囲拡大を検討すると法律に規定されている一方、ヒアリングではその検討の前倒しもあり得るとのことであった。今回提案のあった特定優良賃貸住宅に係る事務を別表に位置づけることについて早期実現の方向で、法改正の手法や時期も含めて検討いただきたい。	A 実施	マイナンバーの利用範囲については、個人情報の取扱い等に関する国民の懸念もあることから、まずは、社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定し、マイナンバーの利用範囲を法律で厳格に規定し、それ以外の事務においては特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止しています。 ここで、どの事務が社会保障分野、税分野などに該当するのについては、それぞれの事務を個別に見る必要があると考えますが、例えば、現行の番号法においても、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務が規定されているなど、広い意味での社会保障制度に関する分野であっても、マイナンバーを利用できることとされているところではあります。 一方、「社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野」に該当する事務であっても、すべての事務が別表第一に規定されているわけではなく、どのような事務を番号法に追加するかについては、①全ての地方公共団体において当該事務でマイナンバーを利用すること、及び番号法22条により情報提供の求めがあった時には当該求めに応じる義務が生じること、②そのため、例えば地方公共団体によっては申請件数がわずかなし事務であったとしても、一律に、マイナンバーの利用及び情報提供に対応するための追加のシステム整備等を行わなければならないこと、等を勘案しつつ、制度を所管する各府省庁の意向や、地方公共団体のニーズを踏まえ、マイナンバー利用の要件について個別に検討を行う必要があると考えます。 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による特定優良賃貸住宅は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅（同法第1条）ですが、既に番号法別表に記載のある「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務は、その対象者の所得上限が特定優良賃貸住宅の所得上限を上回っており、番号法にいう「社会保障制度」（番号法第3条第2項）は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」における中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないことから、特定優良賃貸住宅に関する事務についても番号法上の「社会保障制度」に含まれるとのご指摘を踏まえ、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に関する事務について番号法別表に追加することとします。（ただし、どこまでの事務を追加することとするかは今後検討させていただきます。）	6【内閣官房】 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号利用事務（9条1項）及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務（19条7号）に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平5法52）に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。
569	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。		C 対応不可	本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を国において行うよう求めるものであり、今回の対象である①地方公共団体への事務・権限の移譲、②地方に対する規制緩和、のいずれにも当たらないため対応することはできない。 なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条第4項に規定する「必要な協力」とは、具体的には、管轄内における登録基準を満たす事業者等への登録制度の周知や申請内容の確認等とされており、厚生労働省においても、全国の都道府県から提出された申請内容を、責任をもって確認をしていることから、役割分担・協力範囲の明確化は図られているものと考えている。	
296	国際戦略総合特区にかかると区域指定方法の運用見直し		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、特区の指定範囲の拡大については、地域の事情を十分に参酌した上で、迅速に対応していただきたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	提案団体は回答について容認しており、市町区域での指定について相談があった際には、第1次回答で示した区域設定の根拠となる考え方を踏まえ対応する。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法（平23法81）（内閣府と共管） (1) 総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
350	総合特区推進調整費の使途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費の使途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特区に枠配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	【支障事例】 当該調整費の使途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補充するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない。 補助要件が既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援がでない(既存の補助制度にとらわれない弾力的な財政支援を図ることとしたい意旨) 複数年の継続的な取組が必要な事業に対応できないなどの隘路が生じている。 【対応策】 総合特区のポイントは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーマードで財政支援も含め、総合的に支援するという点にあるにもかかわらず、現状ではせっかく総合特区として区域指定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用により対応をすることがあり、当該制度の縛りの中で、動いていかなければならない(補助事業であれば、年度毎に交付申請→交付決定→事業執行→事業報告といった手順を踏む必要がある)し、また各予算制度を継ぎ合わせたパッチワーク的な対応となっている。 総合特区の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総合特区の目標実現に向けて、調整費を複数年に渡って使えるよう規制緩和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。			総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について	内閣官房、内閣府	徳島県・京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県	C 対応不可	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、総合特区における財政上の支援措置は、関係府省が所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うものとされており、これによってもなお支援が足りない場合に、総合特区推進調整費によって機動的に補充するものとされている。 また、既存の予算制度では財政支援をすることが難しい場合、総合特区の地方公共団体は、新たな財政上の支援措置の提案を行い、国と地方の協議において、提案の実現に向けて関係府省等と協議することができる。 このように総合特区への財政支援は、関係府省の予算制度の重点的な活用を基本として制度が構築されているため、調整費の使途基準の緩和が困難であるというのであれば、当該方針の改正を行った上で、現行の使途基準の緩和をしていただきたい。 その意義については、本表「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記載のとおりであり、また、総合特区制度の効果を十全に発揮するためには、各省において総合特区以外の取組も対象として予めメニューや使途が決まらぬ既存の予算制度に、総合特区として行う事業を当てはめるのではなく、総合特区計画として認定を受けている以上、「地域独自の取組を支援するための、包括的かつ使途の自由度が高い財政支援を行っていただくことが、有意義であると考えるところである。 こうした使途基準の緩和を行っていただくことにより、総合特区制度の本旨である「地域の包括的・戦略的なチャレンジへの総合的な支援が促進されること」とも、本提案募集の実施方針の趣旨にある「個性を活かした自立した地方を作るための」分権改革の推進につながるものであると考える。
392	総合特区推進調整費の手続き上の簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業と同様に「切れ目無し(計画に必要な範囲)の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大分県では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組んでおり、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国)の24年度修正予算「課題解決型医療機器等開発事業」(以下「国」)として活用し、かつ事業として活用し、かつ事業として活用している。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の承認が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができていない。また、本事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を相戻し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・更正は可能であると思われる。	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日府地活第126号) 資料あり ※16	大分県提案資料あり	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日府地活第126号)	内閣官房、内閣府	九州地方知事会	C 対応不可	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、総合特区における財政上の支援措置は、関係府省が所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うものとされている。 このため、複数年計画の事業については、総合特区推進調整費を活用した年度の次年度の事業支援に必要な予算は、原則として関係府省が次年度の当初予算で確保する必要がある。 なお、総合特区推進調整費を活用した年度の次年度であっても、事業計画では想定されていなかった規制・制度改革等が実現したこと等により当該年度に追加が必要が生じた追加的な事業については、関係府省の予算制度による支援では足りない場合、総合特区推進調整費を活用した支援の対象となり得る。 地方分権改革に関する提案募集事項「5 募集する提案の対象」の(3)において、「現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象」となっていることから、本提案を行ったものである。 今後、支援措置を見直される際には、関係府省が所管する予算事業の中で、複数年度にわたる計画となるものについては、複数年計画に対する採択判断をいただいた上で、特区の特性を生かした開発計画の円滑な遂行を可能にするため、柔軟な財政上の支援措置による後押しを前向きに御検討いただきたい。
812-1	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域に関する規制緩和について (1)総合特区計画の策定に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出/制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る(国と地方の協議)の集中受付期間の回数増 (3)融資の実行時期について※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出/制度を明文化」すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る(国と地方の協議)や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月までの融資は事業スケジュールと密接にしているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等			総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	D 現行規定により対応可能	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特別区域補助金の支給予定先を明らかにする必要がなくなるため、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数で区別しているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとしたい。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とするには困難である。 届出制度の規定はどこにも明文化されていないため、具体的な「届出」の手続き(地域協議会の事前協議の要否、様式等)について事務局に問い合わせても、明確な回答を速やかに得ることができず、事務手続きに時間を要している。 ・法37条第1項に規定する「軽微な変更」を「届出」とし、「届出」制度をきちんと明文化すること。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
350	総合特区推進調整費の用途等に関する基準の要件緩和						C 対応不可	<p>総合特区推進調整費は、関係府省が所管する予算制度により重点的に総合特区への財政支援を行うことを前提として、年度途中で規制・制度改革等が実現したこと等により当該年度に行う必要が生じた事業について、関係府省の予算制度による支援では足りない場合に機動的に補充するものであり、総合特区の先駆的な取組を進める上で効果的な制度である。</p> <p>仮に、総合特区推進調整費を、各総合特区に特配分し、地域の判断で自由に活用できる予算制度とした場合、上記のような年度途中の事由に伴う要望に対応できなくなる等、現行制度と全く別の制度になることに留意する必要がある。</p> <p>なお、総合特区推進調整費は関係府省の予算制度における要件を満たす場合のみならず、政策課題の解決に有効と考えられる先駆的な取組等に対応するため、認定された総合特区計画の趣旨に基づき関係府省が予算制度の拡充を図る場合においても活用することができる。</p> <p>また、関係府省の既存の予算制度による財政支援を受けることが難しい場合については、総合特区の地方公共団体は、既存の予算制度の拡充を求め等の新たな財政上の支援措置の提案を行い、国と地方の協議会において、提案の実現に向けて関係府省等と協議することができる。</p>	
392	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化						D 現行規定により対応可能	<p>関係府省の予算制度が複数年計画の事業を対象とするものであれば、総合特区推進調整費を活用する場合であっても、当該予算制度に則って執行されることから、当該府省において複数年計画を踏まえた上での採択判断がなされる。</p> <p>この場合の採択判断は、前述のとおり、次年度の事業支援に必要な予算について、原則として関係府省が次年度の当初予算で確保することを前提としていることから、御意見への対応は制度上可能となっている。</p>	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (v) 認定総合特区計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特区推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。
812-1	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。					A 実施	<p>内閣総理大臣認定事項は既に限定的に法律に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としているが、年内を目標に、認定申請の手引き等で届出の取り扱いについて記載するよう速やかに対応したい。</p>	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iii) 国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性化総合特別区域計画の認定(35条10項)に係る法に定める認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係府省向けの文書で明確化する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答		
812-2	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要が事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られてれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第39条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等		内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】京都市、鳥取県、徳島県	D	現行規定により対応可能	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。	地方の求めに応じ、国と地方の協議を適宜開催すること。
812-3	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものも、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要が事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られてれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第39条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等		内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】京都市、鳥取県、徳島県	C	対応不可	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。	・利用者の実態から受付機会の増を求めているのであって、この実態を踏まえた対応をすべきである。 ・また、引き続き総合特区支援利子補給金の予算確保をお願いします。
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なものも、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなく事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要が事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 【(2)について】国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られてれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第39条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等		内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】京都市、鳥取県、徳島県	C	対応不可	(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行うため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案については通年で受け付けているところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの要望を踏まえて検討することとした。 金融支援については、過去事業者推薦について随時受付を行っていたが、応募が多く、年度途中で予算枠に達してしまうことがあり、融資時期や応募時期が年度後半になる案件については利子補給を利用できない等の不公平が生じたため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方式としている。 (3)利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また予算執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3～5月の融資実行分を対象とすることは困難である。	・県利子補給金制度の場合、4月から12月までの融資実行分は当該年度の予算で、1月から3月までの融資実行分は翌年度の予算で執行しており、通年で融資対象としている。 ・国の競争資金の募集についても「来年度予算の成立を条件として」という前提で、年度末に募集開始する場合がある。利子補給金についても、翌年度予算の成立を条件として募集受付し、予算成立後に契約、融資対象とすることが可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
812-2	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	規制の特例措置に関する提案は通年で受け付けており、国と地方の協議会の開催回数の増については提案数及び地域からの要望を踏まえ対応する。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (ii) 規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は通年で受け付けていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に国と地方の協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力することを、地方公共団体に通知する。
812-3	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 実施	現在、事業者推薦の集中受付については、年3回(4月、7月、10月)行っており、募集残がある場合は、4回目(12月)を行うこととしている。このほか、利子補給契約については随時受付付けており、また、年2回(9月、3月)の利子補給金の支給を行っている。さらに、812-4記載のとおり、今後、4・5月の融資を対象とした事業者推薦の集中受付(2月頃)についても実施していく予定である。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iv) 国際戦略総合特区支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特区支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 現行対象外となっている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすること などの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 実施	「翌年度予算の成立を条件として」という前提で、前年度第4四半期(2月頃)に翌年度4・5月分の融資を対象とした事業者推薦の集中受付を実施していく予定である。また、3月の融資についても対象としていく予定である。	[再掲] 6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iv) 国際戦略総合特区支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特区支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
298	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するとともに、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の開議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとなっている。年に一度の開議決定に間に合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の開議決定まで変更することができないため、適宜時期を捉えた変更が困難な場合がある。このことから、県民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要とさせていただきたい。 なお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項		内閣官房、総務省(消防庁)	福島県	C 対応不可	国民保護法は、我が国の平和と独立を脅かす海上陸上陸空、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃といった武力攻撃事態等という最も重大な国家の緊急事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、必要な措置について定めることにより、国全体として万全の体制を整備することを目的としている。 都道府県の国民保護計画は、この武力攻撃事態等において、都道府県が法定委任事務である国民の保護のための措置を、的確かつ迅速に実施するための行動計画となるもの。 この計画の作成、変更之際での内閣総理大臣への協議は、例えば、都道府県と防衛省・自衛隊との情報連絡体制の構築に関する事項等の、国の定める基本指針や指定行政機関の計画の内容と都道府県の計画の内容との整合性が特に確保されていないければ、国の政策の実施に著しく支障が生ずると認められるような事項等について、所要の調整を行うものである。 また、都道府県の区域を越える他の地方公共団体等との広域的な連携に関する事項等は、国の基本指針や指定行政機関の国民保護計画のほか、他の都道府県の国民保護計画との整合性等について調整が必要であること等に鑑みれば、都道府県の国民保護計画の作成、変更に係る内閣総理大臣との協議については、存置が必要。 なお、内閣総理大臣への協議については、今後都道府県から要請があれば、関係機関とも協議しながら、適時、協議が行えるよう検討してまいりたい。	<回答> 提案内容は、迅速かつ適時の協議がなされない現行制度に支障があると、協議の廃止を求めているものであり、再度協議の廃止を求める。 なお、協議の廃止が困難であれば、計画の策定・変更について随時の手続きができるよう、所要の制度改正を願いたい。 都道府県の国民保護計画が、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画なのであれば、現行の1年に1度の手続きは期間として適当とはいえず、計画内容を必要に応じて随時見直しすることが必要である。
74	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支障のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのため基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定すべきと考える。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消策】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項		内閣官房、内閣府	山梨県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をファンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。	省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図ることは、地方自治レベルで十分可能であり、このことを理由に国が認定することが必要であるとするのは、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の目的に反する。
248	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項		内閣官房、内閣府	広島県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をファンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。 また、関係府省との協議は基本計画の一部の事業について個別に協議しているものであり、基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものとなっているかどうか等については総理大臣認定が必要である。	「基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものとなっているかどうか等」については、所管府省(内閣官房、内閣府)をはじめ関係行政機関と現行の事前調整と同様の調整を行うことで担保可能であり、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。 現行認定基準への適合は、国運用指針等の活用や国との調整により図ることが可能であり、また、国による支援の適否は、支援申請時の審査により担保することが可能と考える。一方で、形式手続に時間を要すること、地域における創意工夫等が活かされない懸念というデメリットの方が大きい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果	
		意見	意見	意見	意見		区分	回答		
298	国民保護計画の変更 に係る内閣総理大臣 への協議の廃止						E	提案の実 現に向けて 対応を検討	都道府県の国民保護計画の変更については、提案のとおり、都道府県の意向を踏まえ、必要があれば年に複数回の手続きを行うなど適時の見直しができるよう対応する。今後、全国都道府県担当課長会議や都道府県国民保護計画の変更に関する調査の際に、この旨を周知する予定である。 なお、内閣総理大臣協議の廃止については、前回回答のとおり。	6【内閣官庁】 (1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法 112)(総務省と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに、内閣総理大臣への協議(34条5項及び9項)については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。
74	中心市街地活性化基本 計画の認定権限の 都道府県への移譲	・中心市街地活性化に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業との連携を円り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、都道府県へ認定権限を移譲するべきである。また、認定された計画をもとに交付される補助金については、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。					C	対応不可	中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。 平成10年に制定された中心市街地活性化法は、市町村が自律的に中心市街地の活性化に向けた基本計画において明確な目標を掲げ、その目標を実現するために適切に事業が実施されることが想定されていた。しかしながら、市町村から国に届出があった約680の基本計画には、目標設定があいまいなままでも中心市街地の活性化との関連性が強い事業や具体的な実施の見直しのない事業までを総花的に盛り込んだものも多く見られ、基本計画に対する国の法的関与も動向とどまっていたため、各基本計画の実効性が担保されなかったことから、政府として見直しを行い、平成18年8月には中心市街地活性化法が改正された。 改正法では、国による「選択と集中」を強化し、実効性のある基本計画への支援に限定することとあわせ、活性化に意欲的に取り組む中心市街地に対して支援措置の拡充を図るとともに、中心市街地に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進するため、内閣総理大臣による認定制度が創設された。よって、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援するためには、国による認定が不可欠である。 さらに、中心市街地活性化法では、地域の発意を促すため、協議会制度を設けているが、基本理念(法第3条)において「地方公共団体、事業者及び地域住民が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性」を、国の責務(法第4条)において「地域の自主性及び自立性を尊重」すべきことを明記しているところであり、地方分権の趣旨を的確に踏まえ、地域主導で中心市街地の活性化が推進されるよう、適宜な運用に図られているところである。 ただし、基本計画の認定に当たっては、市町村の意向を踏まえ、必要に応じ、都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業との連携が図られるよう努めることとする。	
248	市町村が作成する中心 市街地活性化基本 計画に係る内閣総理 大臣の認定の廃止		【全国市長会】 認定を廃止した場合、基本計画の認定を要件とする法の特例措置や国の支援措置との整合が課題となることから、慎重に検討すべきである。				C	対応不可	中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。 平成10年に制定された中心市街地活性化法は、市町村が自律的に中心市街地の活性化に向けた基本計画において明確な目標を掲げ、その目標を実現するために適切に事業が実施されることが想定されていた。しかしながら、市町村から国に届出があった約680の基本計画には、目標設定があいまいなままでも中心市街地の活性化との関連性が強い事業や具体的な実施の見直しのない事業までを総花的に盛り込んだものも多く見られ、基本計画に対する国の法的関与も動向とどまっていたため、各基本計画の実効性が担保されなかったことから、政府として見直しを行い、平成18年8月には中心市街地活性化法が改正された。 改正法では、国による「選択と集中」を強化し、実効性のある基本計画への支援に限定することとあわせ、活性化に意欲的に取り組む中心市街地に対して支援措置の拡充を図るとともに、中心市街地に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進するため、内閣総理大臣による認定制度が創設された。よって、国による認定が廃止された場合、各基本計画の実効性が再び担保されなくなる。 一方、地方の関係者の合意形成の推進度合いや事業の熟度により、市町村において、基本計画の策定に向けた検討を開始してから、国に認定申請するまでの事前調整に比較的時間を要している場合も多く見られるが、内閣府では、市町村からの各種問い合わせを一元的に受け付け、円滑に対応することを目的として、事前相談を行っている。法律上、基本計画の認定に関する最終判断は、申請の受理から1月以内において速やかに行うことになっており、国は申請された基本計画については、1月余りの間に支援措置等に係る関係府省庁との最終調整を行い、同意を得た上で、可及的速やかに認定しており、形式手続に時間を要している訳ではない。 提案自体も基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省庁との調整は必要と考えられており、認定を廃止しても事前協議及び最終調整の期間は必要であり、当該期間の大幅な短縮効果は見込めないが、市町村の意向も踏まえ、引き続き手続期間の短縮に努めることとする。 また、地域再生法上の「中心市街地活性化法に規定する事業及び措置」を含む地域再生計画の認定を受けた場合には、中心市街地活性化基本計画の認定を受けたものと見なす改正法案を提出しており、手続きの簡素化にも努めているところ。	